

雑誌協会とのガイドライン策定に至る背景

緩やかな変化として流れてきた書籍雑誌の電子化は、ここ数年に急流となり、電子書籍元年と言われる本年に至っています。また、社会的経済的な変化やインターネットによる情報の普及などによって広告収入が減少し、既存のメディアは大きく変化することを余儀なくされている現状があるのです。その変化は単に媒体がインターネットに広がるというだけでなく、展開の方法、配信単位の変更を含む根本的な変化と言えます。

このような環境において、出版社との契約の中で作品を制作し、創作活動を行っている作家、クリエイターも、これまでとは異なる環境で制作を行わなければならなくなりました。具体的には、未知の多様な用途に対するの迅速な対応力を出版社が必要とするために、著作権の永続的な譲渡契約が多くなってきたことが挙げられます。これは作家、クリエイターが職業として成立するためには、大変厳しい状況であり、著作権という根本問題を否定しかねない状況です。

このような問題の中で、双方が自己主張し合うのみでは、雑誌というメディアによる表現、文化そのものが衰退してしまうという危惧を強くもったことが本ガイドラインのスタートとなりました。相反するように見える出版社と創作者の主張は、実はメディアを振興することで一致しており、それによって経済的な成功と創作の場の拡張というそれぞれの目的を同時に叶えることが可能なのです。また、当事者がきちんと誠意をもって話し合い、双方にとって妥当である境界線が、お互いが譲り合える限界を探って策定されたということは、今後の創作現場の在り方にも一石を投じるものとなります。

ガイドラインという体裁を取ったことについては、さまざまな利用の可能性を必要としたことによります。つまり、電子関連に精通し、独自に契約内容を交渉できる作家、クリエイターにとっては、契約を行うに当たってのひとつの参考となるであろうし、譲渡契約をするしかない多くの創作者の場合には、このガイドラインにより、自分の作品が手元に戻ってくることとなります。また、ガイドラインとして公表することで、団体に所属しない創作者にも、利用していただくことができるものとなることを期待しています。

現在でも、電子書籍化をはじめとした急速なメディアの変化は加速しています。このような状況下で、法改正など、時間のかかる対処法では解決しきれない問題が数多く発生してゆく可能性があります。当事者同士の積極的な協力関係によって、状況の変化に対応してゆくということは、社会変化に対応し円滑な創作を促進するためには最善の方法です。

このガイドラインが実効性そのものもさることながら、新しい創作環境の構築に対して、踏み出す一歩であることを願うものです。

2010年12月1日

日本写真著作権協会・日本文藝家協会